

講師 住田 敦子さん

尾張東部権利擁護支援センター長

ケアマネジャー、障害者相談支援センター相談員を経て、尾張東部成年後見センター（現尾張東部権利擁護支援センター）職員。2013年から同センター長。厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員。厚生労働省研究事業「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」委員として、研修シラバス、映像教材の作成に携わる。また、国の意思決定支援研修の講師を務める。



講義内容

《第1回》 6月16日

意思決定支援とは

- ・今なぜ意思決定支援が求められているのか。意思決定支援が求められている理由や、意思決定支援と代行決定の違いなど、基本的な考え方を学びます。

※録画視聴してください

《第2回》 8月19日

医療をとりまく意思決定支援

- ・「人生会議(ACP)」の例をもとに、医療にかかる意思決定が難しいひとへの具体的な方法について紹介します。
- ・医療現場の実践者からの報告とパネルディスカッション

《第3回》 10月13日

チームによる意思決定支援

- ・意思決定支援は、一人一人のかけがえのない人生に関わります。誰かひとりではなく、チームで取り組む必要があります。その手法を学びます。
- ・福祉現場の実践者からの報告とパネルディスカッション

【追加募集参加申込みにあたってのご注意】

- 2回目から参加の方は、必ず事前に1回目の研修の録画を視聴したうえで参加ください。申込みされた方に視聴用 URL をご案内します。
- 講義をふまえて、グループワークがあります。

【オンラインでの参加にあたってのご注意】

- 配信画像の録画、録音は、禁止します。
- Zoom ミーティングを使用します。パソコン、またはタブレットを推奨します。スマホでの参加はお勧めしません。
- グループワークの際ほかの方の迷惑になりますので、次の環境を整えてください。
 - ・ 十分な回線速度を確保したインターネット環境
 - ・ イヤホン、マイク、ヘッドセットなどを用意し、周囲の音が入らない環境
- グループワークでは、氏名及び所属を明らかにし、ビデオ ON で参加していただきます。Web カメラを用意するか、カメラの付属した端末を用意してください。
- 同じ所属で2人以上参加される場合は別々に申し込み、ひとりひとりにパソコンなどを用意してください。
- 開催日の2日前に、お申込みのメールアドレスに参加のためのご案内を送信します。

尾張北部権利擁護支援センターは、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の共同事業として運営されています。当センターの相談・研修事業の対象は、原則として上記の4市町に関係する方々です。



けんりょうご

尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855

電子メール mail@owarihokubu-kenriyogo.net

ホームページ <https://owarihokubu-kenriyogo.net>